
**第4期習志野市障がい者基本計画
（障がい者施策に関する基本計画）
第5期習志野市障がい福祉計画
第1期習志野市障がい児福祉計画**

概要版

平成30年3月

習志野市

計画の基本的事項

I 計画策定の目的

「第4期習志野市障がい者基本計画」は、障がいへの理解を基礎に、地域で暮らす誰もが互いに尊重し合い、安心感と自己肯定感を持って暮らすことのできる「共生社会」を実現するため、国の動きや社会情勢、地域の課題を踏まえ、今後6年間において充実すべき施策や事業について体系的に示した、障がい福祉施策に関する総合的な計画です。

また、「第5期習志野市障がい福祉計画」及び「第1期習志野市障がい児福祉計画」は、第4期基本計画と国の指針を踏まえ、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図るために必要な福祉サービスその他の支援についての見込量等を定めています。

II 計画の位置づけ

1 習志野市障がい者基本計画

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき策定する障がい者のための施策に関する基本的な計画

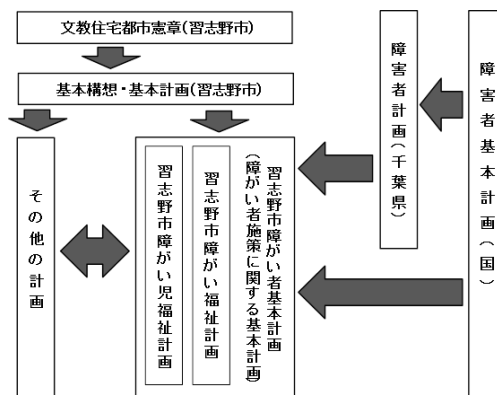
2 習志野市障がい福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項の規定に基づき策定する計画

3 習志野市障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき策定する計画

<各計画の関連>



III 計画の期間

第4期障がい者基本計画は平成30(2018)年度から (2023)年度までの6年間、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画は平成30(2018)年度から (2020)年度までの3年間を計画期間とします。

	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (2019) 年度	(2020) 年度	(2021) 年度	(2022) 年度	(2023) 年度
国	障害者基本計画(第3次)(平成25年度～29年度)				障害者基本計画(第4次)					
県	第五次千葉県障害者計画				第六次千葉県障害者計画		第七次千葉県障害者計画(予定)			
習志野市	習志野市基本構想(平成26(2014)年度～(2025)年度)									
	第3期障がい者基本計画(平成24年度～29年度)				第4期障がい者基本計画					
	第4期障がい福祉計画				第5期障がい福祉計画		第6期障がい福祉計画			
					第1期障がい児福祉計画		第2期障がい児福祉計画			

障がい者基本計画

I. めざすべき将来像と基本視点

～第4期習志野市障がい者基本計画のめざすべき将来像～

誰もが互いに人格と個性を尊重し、
地域で自分らしく暮らすことができる
みんなのまち習志野

めざすべき将来像を実現するために、次の3つの「基本視点」を設定しました。この視点をポイントとして、重点課題以下の計画体系を構築します。

1. 自立と共生
2. 障がいへの正しい理解と権利擁護
3. 切れ目ない支援

II. 計画の重点課題

めざすべき将来像を効果的に実現するため、基本視点を踏まえ、国、県における障害者計画、平成29年に実施したアンケート調査結果、第3期障がい者基本計画の検証、社会情勢等を総合的に勘案し、計画期間中に取り組むべき重点課題を次のとおりとします。

1. 障がいのある人への理解の促進
2. 暮らしを支えるサービスの充実
3. 就労等を通じた社会参加の促進
4. 障がい児支援・発達支援の充実
5. 相談支援の充実
6. 情報コミュニケーション保障と権利擁護の推進
7. 社会資源の充実

Ⅲ. 施策の体系

めざすべき将来像: 誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らすことができるみんなのまち習志野

3つの基本視点

自立と共生
障がいへの正しい理解と権利擁護
切れ目ない支援

重点課題	基本施策
1. 障がいのある人への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障がいへの理解を深める広報・啓発活動の充実 (2) 住民主体の交流づくり (3) 障がい当事者からの情報発信 (4) 障がい(者)理解のための取組の推進
2. 暮らしを支えるサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) それぞれの障がいや生活環境にあった福祉サービス等の提供 (2) 地域生活支援事業の充実 (3) 障害福祉サービス等の提供体制の充実 (4) 保健・医療と連携した健康維持・増進活動の充実 (5) 関係機関の障がいへの専門性を深める取組の強化 (6) 訪問医療・訪問看護・訪問リハビリテーションの体制整備
3. 就労等を通じた社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) “働ける・働きたい”の意識醸成につながる支援 (2) 就労支援の強化 (3) 就業環境の整備 (4) 障がい者就労支援施設等からの調達の拡充 (5) 余暇活動充実のための支援
4. 障がい児支援・発達支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特別支援教育の充実 (2) 発達相談・支援、療育の充実 (3) 保健・医療・福祉・保育・教育など分野を超えた連携 (4) 障がい児等へのサービスの充実 (5) 発達障がいの支援強化
5. 相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 相談支援体制の整備 (2) 計画相談支援の充実 (3) 当事者団体等における相談活動 (4) 地域移行の推進 (5) 経済的不安に向けた支援の充実 (6) 地域生活支援拠点の整備
6. 情報コミュニケーション保障と権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域のネットワークによる権利擁護 (2) 成年後見制度の利用促進 (3) 差別解消と合理的配慮の普及・啓発 (4) 障がい者虐待防止の取組の推進 (5) 手話・点字等様々な手段による情報コミュニケーション保障
7. 社会資源の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの充実 (2) 地域における支援体制の充実とネットワーク構築 (3) 市民団体・ボランティアの活動やインフォーマルサービスの推進 (4) 防災・災害対策等の整備

※インフォーマルサービス・法律や制度に基づかないで提供されるサービス

IV. 施策の方向性

重点課題 1. 障がいのある人への理解の促進

本編 P.30

基本施策		施策の方向性
(1)	障がいへの理解を深める広報・啓発活動の充実	個人だけでなく、地域・公共施設・公共交通機関及び民間事業者等における障がいへの理解を広げ、深めるための広報や啓発活動の充実
(2)	住民主体の交流づくり	障がいのある人とない人の交流機会の充実及び参加しやすい環境の整備並びに障がいのある人が地域に主体的に参加していこうとする意識の醸成に向けた取り組みの推進
(3)	障がい当事者からの情報発信	障がいのある人自身が様々な場面で意思表示や情報発信できる環境の整備と機会の充実
(4)	障がい(者)理解のための取り組みの推進	小・中学校での交流機会や福祉学習、市民向けの障がいへの理解を深めるための各種イベント等の推進と内容の充実

重点課題 2. 暮らしを支えるサービスの充実

本編 P.40

基本施策		施策の方向性
(1)	それぞれの障がいや生活環境にあった福祉サービス等の提供	障がいのある人が安心して自立した生活を送るための積極的な支援と利用しやすいサービス内容の充実
(2)	地域生活支援事業の充実	事業の周知や利用の促進を図るとともに利用者の立場に立ったサービス内容とすることを基本とする地域生活支援事業の充実
(3)	障害福祉サービス等の提供体制の充実	対象者に対し障害福祉サービス等について十分な情報提供を実施するなど、利用しやすい体制の構築
(4)	保健・医療と連携した健康維持・増進活動の充実	医療機関、行政及び地域で実施している健康維持・増進の取り組みの周知や障がいのある人が参加しやすい環境づくり
(5)	関係機関の障がいへの専門性を深める取り組みの強化	経験や知識に応じた計画的な研修等による、支援をする側の資質の向上を図る仕組みの構築
(6)	訪問医療・訪問看護・訪問リハビリテーションの体制整備	将来の訪問医療・訪問看護・訪問リハビリテーションの利用に関する情報提供や利用者増加に向けての体制整備に係る検討

重点課題 3. 就労等を通じた社会参加の促進

本編 P.56

基本施策		施策の方向性
(1)	“働ける・働きたい”の意識醸成につながる支援	就業体験や働くことに関するわかりやすい情報提供を通じた“働ける・働きたい”と思える意識醸成につながる支援の充実
(2)	就労支援の強化	個々の障がいにあった多様な働き方が可能となるように、関係機関との連携強化や民間事業者への周知と理解、職業訓練の機会の充実を図るなどの就労支援の強化
(3)	就業環境の整備	企業における障がいへの理解の推進や、障がい者雇用に関する法令等の遵守についての意識向上と障がい特性に配慮した就業環境の整備による職場定着の推進
(4)	障がい者就労支援施設等からの調達の拡充	障がい者就労支援施設の安定的な運営や就労者の雇用確保を図るための物品等の調達の計画的・効果的な拡充
(5)	余暇活動充実のための支援	障がいのある人の余暇活動の機会を設け、その情報の周知と参加しやすい環境づくりの推進

重点課題 4. 障がい児支援・発達支援の充実

本編 P.67

基本施策		施策の方向性
(1)	特別支援教育の充実	職員の資質向上やカリキュラム・相談体制等の強化などによる特別支援教育の充実
(2)	発達相談・発達支援・療育の充実	一人ひとりの障がいへの正しい理解と個々の課題に応じた療育・就学期間を通しての継続的な支援
(3)	保健・医療・福祉・保育・教育など分野を超えた連携	障がいのある人の日常生活・社会生活を総合的に支援するための様々な分野を超えた連携の推進
(4)	障がい児等へのサービスの充実	障がい児等のサービスについて適切でわかりやすい情報提供や利用者に必要なサービスを的確に把握することによる、利用しやすいサービスの提案
(5)	発達障がいの支援強化	発達障がいへの理解を広めるとともに、関係機関の連携による個々に合った支援の充実

重点課題 5. 相談支援の充実

本編 P.80

基本施策		施策の方向性
(1)	相談支援体制の整備	福祉部門とそれ以外の分野の情報共有と協力の推進、関係団体や事業所との連携など、相談者に応じた専門性の高い、人生設計を見据えた相談体制の充実
(2)	計画相談支援の充実	計画相談の利用者が増加する中でも、障がいのある人の生活の質の向上につながるきめ細かい計画作成の相談ができる相談支援事業所と相談支援専門員の体制の充実
(3)	当事者団体等における相談活動	障がい者団体に関する情報発信を積極的に行うことで団体加入者の拡大につなげるとともに、同じ障がいのある人同士あるいは障がい種別の異なる人同士で情報交換ができる場の設置や交流の拡大
(4)	地域移行の推進	地域で安心して暮らせるよう、いつでも受けることができる相談体制や居住系サービスを始めとする様々な障害福祉サービスの充実
(5)	経済的不安に向けた支援の充実	経済的不安の軽減・解消に向けた経済的支援や、各相談支援機関との連携
(6)	地域生活支援拠点の整備	必要かつ不足する障害福祉サービスについてワンストップで効率的に対応を図るための、関係部門の拠点化や密接な連携による提供体制の構築

重点課題 6. 情報コミュニケーション保障と権利擁護の推進 本編 P.93

基本施策		施策の方向性
(1)	地域のネットワークによる権利擁護	障がいのある人の身近な人々との情報連携をもとに、各種の相談につなげ、早期発見・早期解決を図るためのネットワークの充実
(2)	成年後見制度の利用促進	成年後見制度の周知啓発と必要な人に対する支援の実施による利用促進
(3)	差別解消と合理的配慮の普及・啓発	障がいのある人の差別解消に向けた市民全体の関心と理解を深める周知啓発や差別についての相談に対して適切に対応するための体制の整備と関係機関の連携
(4)	障がい者虐待防止の取り組みの推進	障がいのある人とその身近な人の情報をもとに、関係機関と連携しながら虐待の未然防止と早期発見を図るための体制整備や虐待防止に係る啓発活動の充実
(5)	手話点字等様々な手段による情報コミュニケーション保障	習志野市心が通うまちづくり条例の積極的な周知啓発と、障がいのある人の情報保障、コミュニケーション保障に必要な環境整備の推進

重点課題 7. 社会資源の充実 本編 P.106

基本施策		施策の方向性
(1)	バリアフリー、ユニバーサルデザインの充実	バリアフリーやユニバーサルデザインの実現と、市全体の障がいに関するモラルの向上に向けた取り組みの推進
(2)	地域における支援体制の充実とネットワークの構築	民生委員・児童委員を始め、障がいのある人を地域で見守り支援する各種相談員や関係機関への活動支援の実施と関係機関等とのネットワーク体制の構築
(3)	市民団体・ボランティアの活動やインフォーマルサービスの推進	地域のインフォーマルサービスの担い手との協力体制の推進と障がい分野のボランティア活動の活性化に向けた、意識啓発と人材育成の推進
(4)	防災、災害対策等の整備	災害時に必要な支援の提供に向けた、事前の防災支援体制の整備と訓練の実施

障がい福祉計画

I. 計画の目標値及び見込量

1. 施設入所者の地域生活への移行促進

本編 P.118

項目	人数	備考
入所者数の削減目標人数	28 人	
入所から地域生活へ移行する目標人数	36 人	

2. 福祉施設から一般就労への移行等

本編 P.119

項目	人数／割合	備考
2020 年度末の一般就労移行目標者数	9 人	平成 28 (2016) 年度の 1.5 倍以上 ※国の基本指針と同じ
2020 年度末の就労移行支援事業利用目標者数	45 人	平成 28 (2016) 年度の 2 割以上 ※国の基本指針と同じ
2020 年度末の就労移行支援事業所ごとの就労移行率	30%	3 割 ※国の基本指針と同じ

3. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本編 P.121

市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 **【新規】**

事業内容	見込量(年度)		
	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	(2020)
精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをできるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。	-	-	設置

4. 地域生活支援拠点等の整備

本編 P.122

事業内容	見込量(年度)		
	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	(2020)
地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。	-	-	整備

5. 訪問系サービスの推進

本編 P.123

サービス名	事業内容	見込量(年度)				単位
		平成 28 (2016)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	(2020)	
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	193	218	228	236	人/月
		1,707	1,912	1,923	1,931	時間/月
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	4	4	4	4	人/月
		1,138	1,545	1,545	1,545	時間/月
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動時及びそれに伴う外出時において、必要な情報の支援や移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要な援助を行います。	43	49	52	55	人/月
		616	803	886	969	時間/月
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する際に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	16	16	16	16	人/月
		193	180	164	150	時間/月

6. 日中活動系サービスの推進

本編 P.125

サービス名	事業内容	見込量(年度)				単位
		平成 28 (2016)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	(2020)	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	202	211	216	221	人/月
		3,780	3,824	3,847	3,869	日/月
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。	17	21	23	25	人/月
		179	221	247	274	日/月
就労移行支援	一般就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	107	129	140	151	人/月
		843	1,151	1,345	1,571	日/月
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練、支援を行います。	37	45	49	53	人/月
		497	560	570	575	日/月
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結ばない就労の機会を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練、支援を行います。	206	227	238	250	人/月
		2,867	3,180	3,349	3,527	日/月
就労定着支援 【新規】	一般就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、相談支援を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整、必要となる支援を行います。	-	4	8	12	人/月
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護及び日常生活の支援を行います。	15	15	15	15	人/月
短期入所 (福祉型)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。利用者の状態等により福祉型と医療型に分けられます。	83	111	128	148	人/月
		243	273	293	293	日/月
短期入所 (医療型)		6	6	6	6	人/月
		28	76	126	186	日/月

7. 居住系サービスの推進

本編 P.132

サービス名	事業内容	見込量(年度)				単位
		平成 28 (2016)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	(2020)	
自立生活援助 【新規】	一人暮らしへの移行を希望する人を対象に、一定の期間にわたり定期的な居宅訪問や随時の対応により支援を行います。	-	0	1	1	人/年
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	104	136	156	178	人/月
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	93	87	76	65	人/月

8. 相談支援事業の推進

本編 P.135

事業名	事業内容	見込量(年度)				単位
		平成 28 (2016)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	(2020)	
計画相談支援 (サービス等利用計画)	障害福祉サービス又は地域相談支援の利用者に対して、サービスを適切かつ計画的に利用するためのサービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとのサービスの利用状況の検証(モニタリング)を行い、同計画の見直しを行います。	39	47	48	49	人/月
地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設等を利用する18歳以上の人に、地域移行支援計画の作成や相談、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。	1	1	1	1	人/月
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身で生活している人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。	0	1	1	1	人/月
2020 年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健福祉体制の基盤整備量(利用者数) 【新規】	基盤整備量(利用者数)を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、2020 年度までの各年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めます。	-	-	-	30	人/年

9. 地域生活支援事業の推進

本編 P.139

事業名	事業内容	見込量(年度)				単位
		平成 28 (2016)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	(2020)	
理解促進研修・啓発事業	啓発イベントの開催や、障がいのある人の就労を啓発する広報紙「ならたく」を発行する等、理解の促進を図っています。	実施	実施	実施	実施	
自発的活動支援事業	市内の事業所の喫茶スペースを会場としての当事者交流会や障がい者団体、当事者グループ等の活動について広報啓発の支援等を行っています。	実施	実施	実施	実施	
相談支援事業	障がいのある人が地域で自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるようにすることを目的としており、3つの事業で構成されています。					
①障害者相談支援事業	障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等行うとともに、虐待防止や差別解消等、権利擁護のために必要な援護を行います。	4	4	4	5	力所
②基幹相談支援センター等機能強化事業	専門的な相談支援を要する困難ケース等への対応を行うとともに、関係機関との連携を促進し、相談支援体制の強化をします。	0	0	0	1	力所
③住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居にあたり支援が必要な障がいのある人について、入居支援体制等を行います。	1	1	1	1	力所
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成しています。	3	3	3	3	人/年
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行える法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。	-	実施	実施	実施	
意志疎通支援事業						
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	障がいのある人の社会参加を促進するために、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣などの意思疎通に係る支援を行います。	46	48	49	50	人/年
		559	585	598	611	延人/年
②手話通訳者設置事業		3	4	4	4	人/年
日常生活用具給付事業(合計)	日常生活に必要な福祉用具(製作や改良、開発をされた物等)を各種日常生活用具として給付し、自立を支援します。	3,116	3,544	3,784	4,041	件/年
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進などの支援者として期待される手話奉仕員を養成するため、日常生活程度の手話表現技術を習得する研修を実施します。	12	16	20	16	人/年

9. 地域生活支援事業の推進(続き)

本編 P.139

事業名	事業内容	見込量(年度)				単位
		平成 28 (2016)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	(2020)	
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ヘルパーを派遣し、移動に必要な支援を行います。	127	139	146	152	人/年
		10,800	12,915	14,123	15,444	時間/年
地域活動支援センター事業(合計)	障がいのある人等の創作的活動、生産活動、社会との交流の促進を目指す事業です。地域活動支援センターは基礎的な事業の他に、機能強化の内容に応じて(I型)(II型)(III型)の3つに分類されます。	173	179	183	187	人/年
		21	21	21	21	力所/年
訪問入浴サービス事業	地域における障がいのある人の生活を支援するため、居宅を訪問し、入浴の介護を行います。	7	9	10	11	人/年
		366	279	243	212	回/年
日中一時支援事業	家族の就労支援や一時的な休息、障がいのある人等に活動の場を提供し、見守りや訓練等を行います。	305	326	337	348	人/年
		21,563	21,498	21,465	21,432	回/年
点字・声の広報等発行事業						
①声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人等のために、市の広報等を点訳及びCDに録音し、定期的に提供します。	26	26	26	26	人/年
		24	24	24	24	回/年
②点字広報等発行事業		6	6	6	6	人/年
		24	24	24	24	回/年
自動車運転免許取得・改造助成						
①自動車運転免許取得助成	障がいのある人の社会参加促進のために、自動車の免許取得を必要とする場合や、装置の一部を改造することが必要な場合にその費用の一部を助成します。	2	2	2	2	人/年
②自動車改造助成		1	1	1	1	人/年

障がい児福祉計画

I. 計画の目標値及び見込量

1. 障がいのある子の支援の提供体制の整備等

本編 P.152

1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 【新規】

事業名	事業内容	見込量(年度)			単位
		平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	(2020)	
児童発達支援センター	地域における中核的な支援施設として位置付けられており、障害児通所施設等を実施する事業所と綿密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を行います。	1	1	1	実施箇所数
保育所等訪問支援	他の子どもとの集団生活への適応のため、療育が必要な子が集団生活を営む施設を訪問し、専門的な支援等を行います。	1	1	1	実施箇所数

2) 主に重症心身障がいのある子を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 【新規】

事業名	事業内容	見込量(年度)			単位
		平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	(2020)	
児童発達支援事業所	主に未就学の重症心身障がいのある子を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活に適用できるように、療育を通して支援を行います。	1	1	1	実施箇所数
放課後等 デイサービス事業所	主に就学している重症心身障がいのある子を対象に、授業終了後や学校休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を提供します。	1	1	1	実施箇所数

3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 【新規】

事業名	事業内容	見込量(年度)
		平成 30 (2018)
協議の場	医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に引き継がれるように協議する場です。心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、連携を図ります。	設置

2. 児童福祉法に基づくサービスの推進

本編 P.155

サービス名	事業内容	見込量(年度)				単位
		平成 28 (2016)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	(2020)	
児童発達支援	未就学の療育が必要な子に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活に適用できるよう、療育を通して支援を行います。	107	162	199	245	人/月
		978	1,372	1,631	1,939	日/月
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた療育が必要な子に対し、事業所において児童発達支援及び治療を行います。	23	25	26	27	人/月
		199	206	234	266	日/月
放課後等 デイサービス	放課後又は夏休み等休業日における居場所の確保を図る観点から、就学している療育が必要な子に対して、生活能力の向上や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	203	311	365	419	人/月
		3,174	3,594	4,383	5,171	日/月
保育所等 訪問支援	他の子どもとの集団生活への適応のため、療育が必要な子が集団生活を営む施設を訪問し、専門的な支援等を行います。	3	4	4	4	人/月
		8	12	12	12	日/月
居宅訪問型児童 発達支援 【新規】	重症心身障がいのある子等の重度の障がいのある子で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	-	1	1	1	人/月
		-	10	10	10	日/月
障害児相談支援 (サービス等 利用計画)	療育が必要な子と保護者の抱える課題の解決及び適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、支給決定時に障害児利用計画の作成等を行います。また、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。	21	30	34	39	人/月
		65	131	177	239	件/月
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 【新規】	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援のための地域づくりを推進する役割を担っています。	-	-	-	1 (圏域)	人

計画の推進体制

障がい者基本計画については、毎年度、「施策の展開」として記載した取り組みごとに、評価担当者(又は所属)を決定し、達成度を評価します。この評価結果は次年度以降の事業内容の検討のための資料として活用します。

また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画については、障がいのある人等の生活に必要な、障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるもので、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、取り組みを進めていくことが必要です。そこで、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の進捗を定期的に把握し、分析・評価を行い、課題等のある場合は、随時対応します。

第4期習志野市障がい者基本計画

(障がい者施策に関する基本計画)

第5期習志野市障がい福祉計画

第1期習志野市障がい児福祉計画

-概要版-

平成30年3月

発行 習志野市

編集 習志野市 健康福祉部 障がい福祉課

〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話 : 047-451-1151(代)

FAX : 047-451-6851(聴覚・言語障がい者専用)

e-mail : syogaifu@city.narashino.lg.jp